

令和2年9月28日

懲戒処分等の公表及び市長コメント

本市職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行ったので公表します。

○事案1 公用車運転による人身（軽傷）事故について

1 処分等の内容

- (1) 処分年月日 令和2年9月28日
- (2) 処分内容及び職員の役職階級・年齢・性別
戒告 課長補佐級 56歳 女
- (3) 非違行為の概要

本件については、令和元年10月28日、公務によりに公用車を運転中に、一般道において歩行者との接触事故を惹き起こし、相手方に軽傷を負わせたものであります。また同職員は、過去の道路交通法違反1件について報告を怠っていた事が判明したものであります。

○事案2 火災発生通報時の不適正な初動対応等について

1 処分等の内容

- (1) 処分年月日 令和2年9月28日
- (2) 処分内容及び職員の役職階級・年齢・性別
減給（10分の1）2月 課長級 58歳 男
- (3) 非違行為の概要

本件については、令和元年5月24日、登米町地内において発生した火災（その他）の際、非番の消防職員から多量の白煙が上がっているとの連絡を受けたにもかかわらず、不適正な対応を指示し、その結果、火災現場への遅延出場となる事態を招いたものであります。また同職員は、勤務時間内に公務用として設置するパソコンを私的利用していたことや、勤務時間内に私用のため外出するなどといった不適正な勤務態度を確認したものであります。

(4) 管理監督責任

上記の懲戒処分に伴い、部下職員に対する管理監督責任として、管理監督職員2名に対し、下記の処分を行いました。

- ・文書厳重注意 部長級（59歳、男）
- ・文書注意 次長級（58歳、男）

○ 市長コメント

職員の服務規律の確保や適正な事務処理、交通ルールの厳守につきましては、これまでも再三にわたり注意を喚起してきたにもかかわらず、本市職員がこのような不祥事を惹き起こしたことは極めて遺憾であり、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

また、今回の交通事故につきまして、被害にあわれた方に対しお見舞いを申し上げますとともに、改めて全職員に対し交通ルールの厳守と励行について注意を喚起してまいります。

当該職員並びに管理監督職員に対しては、厳正な処分をもって対処いたしました。

今後、再びこのような事態を惹き起こさぬよう万全の対策を講じるとともに、一日も早く市民の皆様からの信頼を回復できるよう最大限努めてまいります。

○ 消防長コメント

市民の皆様のご生命、財産を保護するとともに、水火災又は地震等の災害による被害を軽減することが職責である消防職員がこのような不祥事を惹き起こしたことは極めて遺憾であり、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

今後、再びこのような事態を惹き起こすことのないよう、職員一人一人が高い倫理観を持ち職務に精励するよう指導するとともに、一日も早く市民の皆様からの信頼を回復するよう最大限努めてまいります。

〔 問い合わせ先 〕

処分及び事案1に関するもの
総務部人事課
電話：0220-22-2145（直通）
担当：課長 幡江 健樹

事案2に関するもの
消防本部消防総務課
電話：0220-22-3119（直通）
担当：課長 伊藤 幸太郎